

重要事項

((介護予防)訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人 エム・エム会 マッターホルン訪問看護ステーション _____

重要事項説明

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	医療法人エム・エム会
代表者氏名	理事長 白川 泰山
本社所在地	広島県呉市中通1丁目5-25 電話番号 (0823) 22-6868 FAX 番号 (0823) 22-6870

2 利用者へのサービス提供を実施する事業所

事業所名称	医療法人エム・エム会 マッターホルン訪問看護ステーション
事業者番号	3460590288
事業所所在地	広島県呉市中通1丁目5番6号
連絡先	電話番号 090-3740-5871 FAX 番号 (0823) 22-3980
事業所の通常の事業の実施地域	呉市内。蒲刈、下蒲刈、大崎下島は応相談。

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあるもので、主治医が(介護予防)訪問看護等の必要なものに対し状況に応じて介護保険、医療保険などで対応し、自宅を訪問して適正な訪問看護等を提供する事を目的とする。
運営方針	事業所の看護師等は、(介護予防)訪問看護を必要とする人の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 国民の祝日、7月1日、8月14～16日、年末年始(12月30日から翌年の1月4日)を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ただし、看護に関する意見に対し電話などにより、24時間連絡が可能な体制とする。なお、気象状況などにより訪問が困難な場合はこの限りではない

5 サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	事業所窓口の営業日に準ずる
サービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分

6 事業所の職員体制

事業所管理者	宮崎 怜奈
--------	-------

看護師 5名体制

理学療法士(PT) 1名体制

作業療法士(OT) 1名体制

言語聴覚士(ST) 1名体制

7 (介護予防)訪問看護の内容

内 容	
1) 病状・障害の観察	8) 療養生活や介護方法の指導
2) 褥瘡の予防・処置	9) カテーテル等の管理
3) 清拭・洗髪等による清拭の保持	10) 体位交換
4) 食事及び排泄等、日常生活の世話	11) 家族の介護指導
5) リハビリテーション	12) その他医師の指示による医療処置
6) ターミナルケア	
7) 高次機能障害患者の看護	
※訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたサービスの場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。	

8 (介護予防)訪問看護のサービス利用料

利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。(別紙参照)

但し、保険対象外の場合は、自費料金をいただきます。(以下参照)

項目	料金
切手代(請求書・領収書郵送の場合)	110 円
ターミナルケア代(エンゼルケア)	12,500 円

9 その他の費用について

キャンセル料	原則として請求いたしません但しキャンセルする際は、速やかに御連絡下さい。 ただし無連絡でのキャンセルではキャンセル料(当日の(介護予防)訪問看護算定費用分10割負担分)を頂く場合があります。
--------	--

10 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	(ア) 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 (イ) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにお届けします。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	(ア) 支払い方法は①病院窓口 ②銀行振込(手数料は利用者負担) ③指定金融機関口座への自動引き落とし(手数料は利用者負担)でお願いします。 (イ) サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、病院窓口もしくは指定口座の振込は請求月の25日までに・指定口座引き落としは請求月20日までに支払い下さい。 (ウ) お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理

由がないにもかかわらず、支払い期日から1か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

1.1 サービスの提供にあたって

- 1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 3) 医療保険被保険者証、特定医療費（指定難病受給者証や通院医療等）その他のサービス提供に係わる証明書類に変更があった場合は、速やかに当事業所へお知らせください。
- 4) 医師の指示書やケアプランなどに従ったサービスの提供をおこない、実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、担当者や医師に報告します。
- 5) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

1.2 緊急時の対応方法

状態の急変について	利用者の主治医又は、事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
事故の発生について	利用者の家族、利用者の主治医、関係行政機関等に対して連絡を行う等の必要な措置を行います。また、事故原因を解明して再発防止に努めます。
緊急時訪問看護加算（介護） 24時間対応体制加算（医療） を契約を行っている場合	営業時間外においても、訪問看護ステーション代表携帯番号・担当者携帯番号からオンコール担当者の携帯電話に転送し、24時間対応できる体制を整えています。

1.3 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

	② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求に応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

*なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保険名：賠償責任に関する補償 保険概要：事業活動遂行に伴う賠償

15 虐待の防止のための措置に関する事項

（１）当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を行います。

１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	宮崎 怜奈
-------------	-------

２）成年後見制度の利用を支援します。

３）虐待防止のための対策を検討する委員会の設置。定期的な委員会の開催とともに、その結果について従業者への周知を行います。

４）虐待の防止のための指針を設備しています。

５）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（２）当事業所は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16 事業継続計画（BCP）

（１）当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施あるいは及び非常時の体制での早期のサービス提供再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

（２）当事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（３）当事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要時に応じて業務継続計画の変更を行います。

（４）当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、看護師などの移動や業務上安全確保が困難と判断した場合は、サービス提供時間の変更や中止とさせて頂くことがあります。

17 衛生管理及び従業者の健康管理等

当事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう以下の措置を行います。

（１）当事業所職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 介護予防)訪問看護訪問事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、職員に周知徹底しています。
- (4) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期に行います。

18 身体拘束等の禁止

- 1) 当事業者はサービスの提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行うことはありません。
- 2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

19 (介護予防)訪問看護の禁止行為

(介護予防)訪問看護事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- 1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かることは一切致しません。
- 2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の提供は固くお断りいたします。
- 3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食の提供も固くお断りいたします。
- 4) その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為も行いません。

20 身分証携帯義務

(介護予防)訪問看護を行う者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

21 心身の状況の把握

(介護予防)訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

22 居宅介護支援事業者等との連携

(介護予防)訪問看護訪問計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

23 サービス提供の記録

- 1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は 完結の日から 2 年間保存します。
- 2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

24 サービス提供に関する苦情について

1) 苦情処理の体制及び手順

提供した（介護予防）訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 常設の窓口 マッターホルン訪問看護ステーション	所在地：広島県呉市中通1丁目5番6号 電話番号 090-3740-5871 FAX 番号 (0823) 22-3980 受付時間：月～金曜日 8:30～17:30 *日、祝日を除く 担当者：宮崎 怜奈
【市町村（保険者）の窓口】 呉市介護保険課	所在地：広島県呉市中央4丁目1-6 電話番号：0823-25-2626
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	所在地広島県広島市中区東白島町14番49号 電話番号082-554-0783

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

指定訪問看護サービス、指定予防訪問看護サービスの開始にあたり、本書面に基づき利用者に対して重要事項の説明を行いました。

所 在 地	〒737-0046 広島県呉市中通一丁目 5 番 6 号
事 業 者 名	医療法人 エム・エム会
代 表 者 名	理事長 白川 泰山
事 業 所 名	マッターホルン訪問看護ステーション
説 明 者 氏 名	

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の同意年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、同意し、受領しました。
また、訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービスの提供開始と利用料金の支払いに同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代筆者	氏 名	続柄
	代筆理由	

代理人	住 所	
	氏 名	